

令和 年度介護職員等の喀痰吸引等研修  
(実地研修) の実施に伴う誓約書

年 月 日

鳥取県知事 平 井 伸 治 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

法人名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

令和 年度介護職員等の喀痰吸引等研修（実地研修）の実施については、平成24年3月30日付社援発0330第43号厚生労働省社会・援護局長通知による喀痰吸引等研修実施要綱及び平成23年10月6日付老発1006第1号老健局長通知による平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業実施要綱を遵守し実地研修を実施することを誓約します。

～抜粋～

4 (2)

②実地研修

ア 実地研修は、基本研修の講義部分について知識が修得されているか筆記試験により確認された者であって、かつ、演習について評価基準を満たした介護職員等に対して、医師、看護師の指導の下、介護職員等が修得する研修内容に応じて別表3-1又は3-2を実施する。

イ 実地研修の具体的な実施方法は別添2の実地研修実施要領により行う。

ウ 以下の要件を満たす介護保険施設、グループホーム、有料老人ホーム、障害者(児)施設等、訪問介護事業者(在宅)のできる限り行うこととする。

(ア) 対象者本人とその家族が実地研修の実施に協力できること。

(イ) 医療、介護等の関係者による連携体制があること。

(ウ) 実地研修を受ける介護職員等を受け入れる際、実地研修の場において介護職員等を指導する指導看護師について、介護職員等数名につき、1人以上の配置が可能であること(訪問介護事業者にあつては、訪問看護事業者と連携の上、実地研修の場において指導看護師について、介護職員等数名につき、1人以上の確保が可能である場合も含む。)

(エ) 指導看護師は臨床等での実務経験を3年以上有し、指導者講習を受講していること。なお、実地研修における指導者には、上記指導看護師のほか、指導者講習を受講した医師を含む。

(オ) 有料老人ホーム、グループホーム、障害者(児)施設等においては、常勤の看護師の配置又は医療連携体制加算をとっていること。

(カ) 過去5年以内に、都道府県から介護保険法第91条の2に基づく勧告、命令及び第92条に基づく指定の効力の停止(障害者自立支援法、児童福祉法等による同様の勧告等を含む。)を受けたことがないこと。

(キ) たんの吸引及び経管栄養の対象者が適当数入所又はサービスを利用していること。

(ク) 施設又は事業者の責任者及び職員が実地研修の実施に協力できること

(ケ) 別添2の実地研修実施要領のⅠ2、Ⅱ2の条件を満たしていること。

エ 別添3の評価票を用いて評価を行う。

オ 別表3に示す各ケアの種類ごとの実施回数以上の実地研修を実施した上で、評価票の全ての項目についての講師の評価結果が、「介護職員によるたんの吸引及び経管栄養のケア実施の手引きの手順どおりに実施できている」となった場合であって、下記(ア)、(イ)のいずれも満たす場合に修了を認定する。

(ア) 当該ケアにおいて最終的な累積成功率が70%以上であること。

(イ) 当該ケアにおいて最終3回のケアの実施において不成功が1回もないこと。

#### 9. 実地研修における安全の確保等

(1) 実地研修の実施者は、研修の実施に当たり、別添2の実地研修実施要領に従い、利用者（利用者に同意する能力がない場合にはその家族等）に対し、実地研修の実施と当該実地研修実施機関の組織的対応について説明し同意を得る等適切な手続きをとること。

(2) 実地研修において事故が発生した場合は、実地研修の実施者は速やかに指導を行っている医師、看護師等に報告し、適切な処置を講ずるものとする。また、その状況を都道府県、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 実地研修の実施者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

(4) 実地研修の実施者は、実地研修等の研修中の行為についても対象としている損害賠償保険に加入する等の適切な対応をとること。

(5) 実地研修の実施者は、特に実地研修での利用者の安全の確保、知り得た秘密の厳守について万全を期すよう研修受講者への周知徹底を図ること。